

乗務員等台帳（運転者等台帳）

運輸規則 第37条・輸送安全規則 第9条の5の欄・写真つき・1人1枚

記入例

作成番号	第2号
作成年月日	2025年10月1日
事業者の氏名又は名称	〇〇介護タクシー
運転者等の氏名	〇〇 〇〇
生年月日	1978年11月3日
住所	〇〇県〇〇市〇〇町4-5-6

写真を貼る
作成前6か月以内
単独・無帽・正面
無背景
(貨物は上三分身)

一般乗用は
縦3.0cm×横2.4cm以上

雇入れの年月日	2025年10月1日
運転者等に選任された年月日	2025年10月1日

運転免許 第37条第1項第5号・第9条の5第1項第5号

免許証の番号・有効期限	第〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇号・2029年12月3日まで
免許の年月日・種類	普通 2000年4月10日／普通第二種 2025年6月20日
免許の条件	眼鏡等
運転の経歴（旅客のみ）	前職で福祉施設の送迎車（自家用）を約8年運転。事業用自動車の乗務は当社が初めて

事故を起こした場合の概要 第37条第1項第7号・第9条の5第1項第6号

年月日	概要
	なし

道路交通法 第108条の34の通知を受けた場合の概要	なし
健康状態	良好（2026年6月 健康診断を受診）

指導の実施と適性診断の受診の状況 第37条第1項第10号・第9条の5第1項第9号

年月日	区分	内容・実施した人／受診した所
2025年9月25日	適性診断	初任診断を受診（〇〇の適性診断の受診所）
2025年10月1日～3日	特別な指導	新たに雇い入れた運転者への指導（運行管理者 〇〇 〇〇）

運転者でなくなったとき 第37条第2項・第9条の5第2項・この後3年間保存

運転者でなくなった年月日・理由	
-----------------	--

旅客自動車運送事業者（タクシー・介護タクシーなど）は運輸規則 第37条、一般貨物自動車運送事業者等は輸送安全規則 第9条の5で、運転者等ごとにこの台帳を作り、写真を貼って営業所に備えます。「運転の経歴」は第37条だけの事項です。運転者でなくなったときは、直ちにその年月日と理由を書き、3年間保存します。